

問い合わせ先	健康福祉局障害自立支援課
	504-2148 (内線 3996)

難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための助成要件の緩和

1 支援策の内容

当事業の助成を受けて購入した補聴器が、災害により損傷・紛失したことにより補聴器を買い替える場合は、5年を経過していなくても助成の対象とします。

2 対象者（要件等）

当事業の助成を受けて購入した補聴器が、災害により損傷・紛失した難聴児の保護者

3 手続きの方法

お住まいの区保健福祉課（東区は福祉課）に申請書を提出してください。

【申請に必要なもの】印鑑

- 中区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課障害福祉係 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 250-4132 (FAX) 252-2949
- 西区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 294-6346 (FAX) 231-6284
- 安佐南区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 819-0608 (FAX) 815-0466
- 安芸区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区保健福祉課障害福祉係 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611